

重要なお知らせ

出資証券のペーパレス化(不発行)のお知らせ

平素より近畿産業信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

このたび、出資証券のお取り扱いにつきまして、次のとおりとさせていただきますので、何卒、格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

組合員の皆様からお預かりしている出資金につきましては、これまで出資証券を発行しておりましたが、2017年7月3日(月)より出資証券をペーパレス化(不発行)し、組合員名簿により電子データにて一元管理させていただくこととなりました。

出資金残高及び組合員としての権利等につきましては、これまでと変わりありませんのでご安心下さい。

今後、出資金残高につきましては、毎年6月に「出資配当金通知書兼領収書」をご自宅に送付する際にお知らせさせていただきます。

また、お取引(加入・増口・一部譲渡)の都度、「出資お取引のお知らせ」を送付させていただき、お取引内容と併せて、出資金残高についてもお知らせさせていただきます。

なお、お手元の出資証券につきましては、今後、相続・譲渡・脱退・名義変更などの手続を行う際にお取引店の窓口にお持ちいただければ、当組合にて回収させていただきますが、万一、出資証券を紛失された場合でも、組合員としての権利等に何ら影響はありませんので、お取引店の窓口にお届けいただく必要はありません。

組合員の皆様におかれましては、何卒格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、簡単ではございますが、皆様からのご質問にお答えする形で下記にQ&Aを列記いたしましたのでご参照ください。

〔出資証券のペーパレス化(不発行)についてのQ&A〕

Q1. なぜ、出資証券をペーパレス化(不発行)にするのですか。

A 出資証券は、預金の通帳や証書と違って、日頃出し入れすることがなく、また、長期にわたって保管しなければならず、出資証券を紛失されている場合には、相続・脱退・譲渡・名義変更の手続き時に証券紛失届出等のご負担をお掛けすることになります。
今後、出資証券をペーパレス化(不発行)とすることにより、その手続きが簡素化され、組合員の皆様の負担を軽減することができます。

Q2. 新たに出資を申し込んだとき、「出資証券」に代わるものはあるのですか。

A 出資に新規加入(相続加入)・増口いただいた場合には、出資証券は発行いたしません、お名前や出資金額等を記載した「出資お取引のお知らせ」を発行させていただきます。

Q3. 出資証券がなくなると、組合に出資したという証拠書類がなくなることとなりますが、出資していることを何かで確認できますか。

A 組合員の皆様からお預かりした出資金の管理は、電子的に一元管理しておりますので、毎年6月にお送りしている「出資配当金通知書兼領収書」や、お取引(加入・増口・一部譲渡)の都度、お送りします「出資お取引のお知らせ」で出資金残高の確認をいただくことができます。
また、組合員の皆様からのご請求時には、「残高証明書」(有料)を発行させていただきます。

Q4. 手元にある出資証券はどうすればよいのですか。

A お手元の出資証券は、そのまま保管いただければ結構です。
なお、相続や譲渡、脱退、名義変更などの手続を行う際にお取引店の窓口にお持ちいただければ、当組合にて回収させていただきます。

Q5. 出資証券を紛失した場合にはどうすればよいのですか。

A 出資証券を紛失された場合でも、届出の必要はございません。
なお、出資証券を紛失されても、出資金残高および組合員としての権利等は何ら変わりませんのでご安心ください。

Q6. 脱退する際には出資証券はどうすればよいのですか。

A 脱退される際には、出資証券をご提示ください。出資証券を紛失している場合でも、ご本人確認書類と出資届出印鑑で手続きができます。なお、相続手続きにつきましては、さまざまなケースがありますので、お客様のお取引店にお問合せください。

ご不明な点がございましたら、お気軽に下記お問い合わせ先までご連絡下さい。

近畿産業信用組合 総務部
電話：06-6775-2601 (電話受付時間：平日9:00～17:00)